

政令第六百六十二号

電波法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三百条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。  
電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「二六、九〇〇円」を「二一、五〇〇円」に改める。

第十三条の表一の項中「一八、八〇〇」を「二一、二〇〇」に改め、同表二の項中「一六、七〇〇」を「一八、八〇〇」に改め、同表三の項中「一三、一〇〇」を「一三、六〇〇」に改め、同表四の項中「一五、四〇〇」を「一七、四〇〇」に改め、同表五の項中「一三、六〇〇」を「一五、三〇〇」に改め、同表六の項中「八、八〇〇」を「九、六〇〇」に改め、同表七の項中「七、〇〇〇」を「七、四〇〇」に改め、同表八の項中「六、五〇〇」を「七、五〇〇」に改め、同表九の項から十一の項までの規定中「五、一〇〇」を「五、六〇〇」に改め、同表十二の項中「九、〇〇〇」を「九、三〇〇」に改め、同表十三の項中「五、四〇〇」を「六、四〇〇」に改め、同表十四の項中「一三、九〇〇」を「一六、五〇〇」に改め、同表十五の項中「一一、八〇〇」を「一三、七〇〇」に改め、同表十六の項中「五、三〇〇」を「六、三〇〇」に改め

、同表十七の項及び十八の項中「五、一〇〇」を「五、六〇〇」に改め、同表十九の項中「四、五〇〇」を「五、五〇〇」に改め、同表二十の項中「八、九〇〇」を「九、六〇〇」に改め、同表二十一の項中「七、四〇〇」を「七、八〇〇」に改め、同表二十二の項中「五、二〇〇」を「五、四〇〇」に改め、同表二十三の項中「四、九五〇」を「五、一〇〇」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 この政令の施行前に受験の申請の受付が開始された無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料については、なお従前の例による。

## 理由

無線設備の操作の監督に関する講習及び無線従事者国家試験に要する実費を勘案して、当該講習及び無線従事者国家試験に係る手数料の額を改定する必要があるからである。